

1. 身体障害者手帳の申請について

※本資料は申請手順のみを記載しています。

制度の詳細などは区役所・市役所の担当課等へご確認ください。

※以下の手順は一例です。自治体毎に手順が異なる場合がございますので、詳細などは区役所・市役所の担当課等へご確認ください。

1. 受け取り

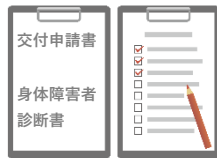
区役所・市役所の担当課（福祉課等）で、手帳を申請するため以下の書類を受け取ります。



- 交付申請書
- 身体障害者診断書

2. 記入

受け取った書類に、以下の手順で記入します。



- 交付申請書 → ご自身で記入
- 身体障害者診断書
→ 区役所・市役所の担当課（福祉課等）で指定された耳鼻咽喉科を受診し、医師が記入

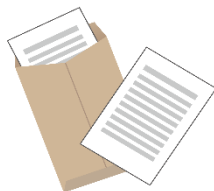
3. 提出



区役所・市役所の担当課（福祉課等）へ、記入を行った上記2種の書類を提出します。

※身体障害者手帳交付の適否については判定があります

4. 受け取り



判定の結果、許可が下りれば身体障害者手帳が発行されます。発行されるまでには、1～3ヶ月かかる場合があります。特殊な判定の場合（両耳装用など）は、東京都心身障害者福祉センターの確認を必要とする場合があります。

店舗名：成城補聴器フィッティングルーム

住所：東京都世田谷区成城 6-15-23

TEL：03-3484-3236

FAX：03-3484-3205

お問い合わせ：<https://www.seijo-hochoki.co.jp/top/mail-form/>

制度に関する情報はこちら



リネット 総合支援法

検索

2. 補聴器の申請について

1. 受け取り



区役所・市役所の担当課（福祉課等）で、補聴器を申請するため以下の書類を受け取ります。

- 給付申請書
 - 補装具交付意見書
- 【注】 障害者手帳・印鑑が必要です

2. 記入



受け取った書類に、以下の手順で記入します。

- 給付申請書 → ご自身で記入
- 補装具交付意見書
→ 区役所・市役所の担当課（福祉課等）で指定された耳鼻咽喉科を受診し、医師が記入

3. 受け取り



記入された補装具交付意見書を
成城補聴器 フィッティングルームへご持参ください。
以下の書類を発行します。

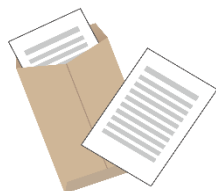
- 見積書

4. 提出



区役所・市役所の担当課（福祉課等）に、上記ステップ2とステップ3で記入した書類を提出します。

5. 受け取り



補装具費支給券が発行されます。
発行されるまでには、通常約1か月かかることがあります。

6. 支給



以下の書類を**成城補聴器** フィッティングルームに持参いただくことで、
補聴器支給のための手続きが完了します。

- 補装具費支給券
- 【注】 署名・押印が必要です